

報告第 7 号

令和 2 年度川崎市港湾整備事業特別会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 2 年度川崎市港湾整備事業特別会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度 川崎市港湾整備

事業特別会計事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
1 港湾整備 事業費	2 整備費	東扇島 コンテナ 事業	円 809,013,119	円 754,013,119	円 55,000,000	円 -

翌年度 繰越額	左の財源内訳					繰入金	説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			繰入金		
		国県支出金	地方債	その他			
円 55,000,000	円 55,000,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の事業終了が困難となったため。